

医療 DX 推進体制整備加算について

当クリニックでは、以下の施設基準を満たしているため DX 推進体制整備加算を算定しております。

- ①オンライン請求を行っております。
- ②オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ③電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有しております。
- ④電子処方箋を発行する体制は現在調整中です。（電子処方箋要件なし）
- ⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制は現在調整中です。（経過措置令和 7 年 9 月 30 日まで）
- ⑥マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声かけやポスターを掲示しております。
- ⑦医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示しております。

愛知三の丸クリニック 院長